



# 修復よりも追及だ



犯罪被害者の会代表幹事・弁護士　岡　村　勲

2000年11月29日神戸新聞に掲載された神戸家庭裁判所井垣康弘判事の論文を見て驚いた。

「少年Aが無事社会に戻ったとして、それから、新に五十年もの年月が経過した遙か将来のことを、いまイメージしている。すでに古希に達した老人Aとその弟たち、山下彩花ちゃんのお兄さん、土師淳くんのお兄さんが、月に一回、地域の小学生や中学生、高校生や大学生らと、北須磨のタンク山や公園に集まり、みんなで山や公園の清掃をしている。その謝礼でお花を買い、彩花ちゃんと淳くんのそれぞれの家に届け、二人のことをしのぶ集いを持つ……」とある。

残酷な行為で命を奪われた被害者の遺族が、年を経たからといってこんな綺麗ごとができるものだろうか。これで彩花ちゃんや淳くんが浮かばれるのだろうか。こんな感覚で審判をやられてはかなわない。被害者感情を理解しない空想としか思われず、これを読んだある遺族は怒りを通り越して呆れている。

井垣判事は修復的司法論者として知られている。修復的司法とは、現行の刑事司法が、国家対加害者の関係として捉えて被害者を排除していることを反省し、刑罰の目的を応報でなく被害者に対する償い（損害回復）であるとして、被害者を刑事手続きのなかに入れて加害者との関係を修復させようとするものである。だが、修復的司法論者が被害者にどんな権利を与えようとするのか、はっきりしない。ある論者は、加害者と被害者が率直に意見・感情・気持ちを告げる機会を持ち合うことが重要だ、というだけである。

私たちも被害者の刑事司法参加を求めている。しかし、その目的は加害者との関係を修復することにあるのではない。ドイツやフランスのように、被害者が刑事手続きのなかで加害者の責任を追及し、事件の真相を知るとともに、無念を晴らすために刑罰権の厳正な行使を国に求めるためである。追及の結果、加害者が事実を語り、心底反省して謝罪すれば許す気になるかも知れない。しかし、それはあくまで結果であって目的ではない。

ある修復的司法論者はいう。従来の被害者運動は、加害者の権利に比べて被害者の権利が弱すぎるという権利均衡論に立脚しており、これでは両者の対立構造を抜き差しならぬものに固定化させ、国民の支持を失うおそれがあると。私たちが、加害者は多くの権利を持つが被害者はゼロ（意見陳述権も権利ではないといわれる）であるというのは、現実をいっているのであって、権利を均衡させよといっているのではない。両者の権利はまったく別物で、被害者が権利を持ったら、加害者の権利が少なくなるというものではない。双方が権利行使し、最後は裁判所が判断すればよいだけの話であって、対立構造を抜き差しならないほど固定化させることは、どういうことだろうか。